

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月8日現在

Table with columns: 福島県, 出荷制限, 採取制限. Rows include categories like 野菜類, 雑穀, 穀類, 水産物, 肉. Each row lists specific products and their corresponding restrictions.

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字新師匠、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月8日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、髭ヶ沢町、陸上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	船井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカ肉	全域
	クマ肉	全域
ヤマドリ肉	全域	
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
クマ肉	全域	
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	インガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)	
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月8日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クマ	大田原市、那須塩原市、那須町
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカ	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている年について、県外への移動(12月齢未満の年のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

福島県		出荷制限	
原乳	H23.8.21～：下記の地域以外		
	H23.3.21～4.8解除：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町		
	H23.3.21～4.16解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塩町、矢野町、いわき市		
	H23.3.21～4.21解除：相馬市、新地町		
	H23.3.21～5.11解除：南相馬市（南相馬市のうち、島崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域を除く。）、		
	H23.3.21～6.8解除：田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字榎田、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.3.21～10.7解除：会津若松市、桑折町、天栄町、楳枝村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、榑倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.8.21～：下記の地域以外		
	H23.3.21～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
	H23.3.21～5.25解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村		
余録録性果菜類（ホウレンソウ、カキナ）	H23.3.21～5.25解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村		
	H23.3.21～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.3.21～H23.2.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
	H23.8.23～：下記の地域以外		
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村		
	H23.3.23～5.25解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、榑倉町、塩町、西郷村、中島村、鮫川村		
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.3.23～H23.2.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
球根性果菜類（キャベツ等）	H23.8.23～：下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村		
	H23.3.23～5.4解除：福島市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、榑倉町、塩町、西郷村、中島村、鮫川村		
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字榎田、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、		
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.3.23～H23.2.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
	H23.8.23～：下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
H23.3.23～5.4解除：いわき市			
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～5.11解除：福島市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、榑倉町、塩町、西郷村、中島村、鮫川村		
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字榎田、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、		
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.3.23～H23.2.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
	カブ	H23.8.23～：下記の地域以外	
		H23.3.23～5.4解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
		H23.3.23～5.16解除：白河市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝村、只見町	
		H23.3.23～6.23解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字榎田、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、			
H23.3.23～H23.2.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
野菜類		H23.8.13～	
		伊達市、磐梯町、相馬市、南相馬市、塩川町、双葉町、大熊町、富岡町、楳枝村、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
		H23.4.18～：福島市	
	H23.4.13～4.25解除：いわき市		
	H23.4.26～：本宮市		
	H23.4.13～5.16解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町		
	H23.4.13～5.23解除：川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
	H23.8.18～：二本松市		
	H23.7.19～H23.7.11解除：伊達市（ただし、黒の定める管理計画に基づき管理される原産シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）、		
	H23.7.22～H23.7.11解除：新地町		
原木シタケ（施設栽培）	H23.7.19～9.7解除：本宮市		
	H23.11.14～：川俣町		
	H23.10.31～：福島市、いわき市		
	H23.9.8～：福島市、古殿町（茨城県産に関する野生キノコに限る）		
	H23.9.16～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、猪苗代町、榑倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢野町、猪苗代町、広野町、楳枝村、富岡町、大熊町、双葉町、塩川町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、西郷村、泉崎村、中島村、葛尾村、川内村、葛尾村、磐梯町		
	H23.10.18～：喜多方市		
	H24.8.18～：磐梯町		
	H24.10.11～：磐梯町		
	H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村		
	H23.9.28～：下郷町		
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.10.11～：会津若松市		
	H23.10.3～：只見町		
	H23.11.12～：会津美里町		
	H23.9.29～：西会津町		
	H23.8.22～：三島町		
	H23.10.2～：磐梯町		
	H23.5.9～：伊達市、福島市、三春町		
	H23.5.9～5.30解除：平田村		
	H23.5.9～6.8解除：いわき市		
	H24.8.9～：天栄村		
タケノコ	H23.5.13～6.21解除：塩川町		
	H24.4.18～：福島市、新地町		
	H24.4.23～：広野町		
	H24.5.2～：二本松市、大玉村		
	H24.5.7～：須賀川市		
	H24.8.25～：郡山市		
	H23.8.14～：川内村		
	H23.8.16～：白河市、磐梯町		
	H23.8.28～：葛尾村		
	H23.8.10～：田村市		
ワサビ（畑において栽培されたものに限る。）	H24.4.18～：伊達市、川俣町（山本屋の区域に限る。）、		
	H24.4.16～H27.7.8解除：川俣町（山本屋の区域を除く。）、		
ウド（野生のものに限る。）	H23.8.14～：須賀川市、福島市、広野町、葛尾村		
	H23.8.19～：川内村		
H27.8.18～：楳枝町			

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月8日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：十和田市、藤上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：静ヶ沢町
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町榎家岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森市両岸界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	タケノコ	H24.8.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.19～H27.4.10一部解除：陸前高田市、住田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H27.4.10一部解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～：豊石市、平泉町 H24.4.25～H27.4.10一部解除：大船渡市、大槌町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～：金ヶ崎町 H24.5.7～H27.4.10一部解除：遠野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H25.10.7一部解除：平泉市、花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市
	原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、豊石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：豊石市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：豊石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 H27.8.12～：一関市 H24.5.10～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H25.5.7～：豊石市
	コシアブラ	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：豊石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 H27.8.12～：一関市 H24.5.10～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H25.5.7～：豊石市
	ゼンマイ	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：豊石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 H27.8.12～：一関市 H24.5.10～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H25.5.7～：豊石市
	ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：豊石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 H27.8.12～：一関市 H24.5.10～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H25.5.7～：豊石市
	雑穀	H25.14～H25.4一部解除：一関市(旧豊清水村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ～H27.7.18解除：盛岡市(旧尻井村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	H24.11.13～H25.4.11解除：盛岡市(旧尻井村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～H25.4.11解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	スズキ	H24.10.29～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線とで囲まれた海域	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～：磐井川(支流を含む。)、及び砂浜川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.11～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.5.11～H25.7.31解除：筑仙川(支流を含む。) H24.5.11～H25.8.25解除：大川(支流を含む。)	
肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：金楯(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.9.10～：金楯 H24.7.29～：金楯 H24.10.22～：金楯	
宮城県		出荷制限
野菜類	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 H24.5.1～：丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(旧野村の区域に限る。) H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。)
	原木シタケ(露地栽培)	H24.8.29～：栗原市 H24.1.6～：白石市、角田市 H24.8.8～：丸森町 H24.8.15～：鹿王町 H24.4.8～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～H27.4.10一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～：東松島市 H24.4.25～H25.8.25一部解除：釜淵市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27～：名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、宮古町 H24.5.8～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ瀬町 H24.5.18～：大宮町 H24.4.27～H27.1.18一部解除：仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H27.1.18一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H25.8.24～：仙台市 H24.4.27～：栗原市
	クササテツ(こごみ)	H24.4.27～H27.8.23一部解除：大崎市(栽培されるクササテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2～H27.5.25解除：加美町
	コシアブラ	H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：釜淵市、栗原市 H24.5.8～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ瀬町 H24.5.7～：大崎市 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
	ゼンマイ	H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
	タラノ(野生のものに限る。)	H24.4.25～：気仙沼市、栗原市、大崎市
	雑穀	H25.14～H25.3.15一部解除：栗原市(旧田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ～H25.10.19解除：栗原市(旧尻田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	H24.11.16～H26.4.11解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.2.25解除：大崎市(旧一栗村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	水産物	クロダイ
スズキ		H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.10.25～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線とで囲まれた海域
ヒラメ		H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線とで囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線とで囲まれた海域
マダラ		H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
ヒガシフグ		H24.5.8～H25.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線とで囲まれた海域
アユ(養殖を除く。)		H25.8.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)		H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.5.14～：大倉川の太倉ダムより上流(支流を含む。)、及び名取川の釈尊ダムの上流(支流を含む。) H24.5.24～：三田川のうち熊野ダムの上流(支流を含む。)、及び仙川(支流を含む。ただし、熊川及びその支流並びに豊川4号堰の上流を除く。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.28～：江合川のうち鴨子ダムの上流(支流を含む。)、及び二道川のうち荒砥川の上流(支流を含む。) H24.8.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、及び三迫川のうち豊原ダムの上流(支流を含む。)
ウグイ		H24.12.8～：成瀬川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉		H23.7.28～H23.8.18一部解除：金楯(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.5.22～：内田町、丸森町、山元町 H24.5.25～：金楯(上記地域を除く。) H24.5.25～：金楯

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月8日現在

山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.8.10～：全域	
実績		出荷制限	
野菜類	原乳	H23.2.23～4.10解除：全域	
	ホウレンソウ	H23.2.21～4.17解除：全域（下記地域を除く。） H23.2.21～6.1解除：北茨城市、高萩市	
	カキナ	H23.3.21～4.17解除：全域	
	パセリ	H23.2.23～4.17解除：全域	
	タケノコ	H24.4.8～：藤沢市、小美玉市	
		H24.4.6～H27.4.17解除：つくばみらい市	
		H24.4.13～：石岡市、鹿嶋市、茨城県、利根町	
		H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市	
	原ホシタケ（施設栽培）	H24.4.13～H27.4.24解除：取手市	
		H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東海村	
		H24.4.28～：北茨城市、大洗町	
		H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市	
	原ホシタケ（施設栽培）	H24.4.19～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市	
		H24.4.13～：ひたちなか市、藤沢市	
		H23.10.14～：土浦市、鉾田市	
		H23.11.10～：茨城県	
	コシアブラ	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。） H24.5.10～：常陸大宮市（野生のものに限る。）	
	水産物	イシガレイ	H24.7.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯38度の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.2.28解除：北緯38度の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～H25.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.19～H25.11.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ		H24.4.17～H27.4.30解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯38度の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ		H24.4.17～H24.5.30解除：北緯38度の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスベ		H24.8.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナズ（養殖を除く。）		H24.4.17～：磯ヶ浦、北浦及び外島逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
ギンナギ（養殖を除く。）		H24.4.17～H27.3.24解除：磯ヶ浦、北浦及び外島逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
ウナギ		H24.8.7～H28.1.30：茨城県内の利根川（支流を含む。） H28.11.12～：茨城県内の利根川のうち磯ヶ浦の下流（支流を含む。）	
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H23.6.2～H25.11.11解除：鶴岡市、鹿嶋市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみづら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、同見町、河内町、五鹿町、利根町、東高村、美浦村	
その他	茶	H23.6.2～H25.10.18解除：古河市、菅野市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸大田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城野町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市	
	栃木県		
	出荷制限		
	肉	クマの肉	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除：全域 H23.3.21～4.14解除：全域
	野菜類	原乳	H24.2.16～：那須塩原市、矢板市
		ホウレンソウ	H24.4.10～：さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町
		カキナ	H24.4.10～H28.7.8一部解除：芳賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.10～H27.8.8一部解除：宇都宮市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.11～：益子町
		原ホシタケ（露地栽培）	H24.4.11～H27.2.20一部解除：日光市、大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、寄賀町 H24.4.12～H27.2.20一部解除：茂木町、那珂川町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.12～：那須市（田舎町を除く。）、壬生町
		原ホシタケ（施設栽培）	H24.2.18～H26.10.28一部解除：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.2.18～H26.10.28一部解除：矢板市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.10～：那須町
		原ホシタケ（施設栽培）	H24.4.10～H28.8.28一部解除：芳賀町 H24.4.12～H27.2.20一部解除：大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.5.28～H28.8.28一部解除：さくら市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.8.4～H28.4.17一部解除：鹿沼市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.8.4～H27.8.7一部解除：壬生町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.11.28～H28.10.24一部解除：日光市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		原ホシタケ（施設栽培）	H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町
		原ホシタケ（露地栽培）	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那珂川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市 H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.8～：矢板市 H24.8.16～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塩谷町 H24.10.18～：那須烏山市 H26.7.18～：茂木町 H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.8.13～：矢板市
		キノコ類（野生のものに限る。）	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.5.16～：さくら市 H24.5.28～：那珂川町 H24.5.28～：高根沢町 H24.5.29～：市貝町 H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市 H24.5.7～：日光市、那須町
		サンショウ（野生のものに限る。）	H24.5.1～：大田原市、那須町
ゼンマイ（野生のものに限る。）	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 H24.5.18～：宇都宮市 H24.5.18～：塩谷町 H24.5.18～：日光市 H24.5.19～：那須塩原市		
タラメ（野生のものに限る。）	H24.5.1～：那須塩原市 H24.5.19～：さくら市 H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H24.5.18～：宇都宮市、日光市 H24.5.28～：矢板市 H24.8.14～：那須塩原市、那須町 H24.8.18～：大田原市		
ワラビ（野生のものに限る。）			
クリ			

※ []の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月8日現在

栃木県		出荷制限		
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.9.10～H25.1.23解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除 水呑川(支流を含む。)		
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)		
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)		
		H24.5.30～H24.9.28解除 荒井川(支流を含む。)		
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除 宇都川(県の実定めた出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)		
	イノシシの肉 シカ シカの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除 宇都川(県の実定めた出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)		
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除 栃木市 H23.6.2～H23.3.26解除 大田原市 H23.8.2～H23.5.31解除 鹿沼市		
	群馬県			
	出荷制限			
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除 全域		
	カキ	H23.3.21～4.8解除 全域		
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.26～ 沼田市、京吾妻町、増原村 H24.10.10～ 高山村 H24.10.16～ 安中市 H24.10.29～ 高野町 H24.11.19～ みなかみ町 H24.4.27～ 吾妻川のうら岩島橋から京東電力株式会社久秀発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)		
		水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H24.4.25解除 小中川(支流を含む。)
イワナ(養殖を除く。)			H24.6.8～H24.11.9解除 鳥川のうら川田根の上流(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.10.10～ 宇都川(支流を含む。)		
	クマの肉	H24.8.10～ 宇都川(支流を含む。)		
	シカの肉	H24.11.14～ 宇都川(支流を含む。)		
	ヤマドリ	H25.1.23～ 宇都川(支流を含む。)		
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除 渋川市		
	埼玉県			
出荷制限				
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～ 磯崎町、曾根町 H24.10.29～ ときがわ町 H24.11.6～ 鳩山町		
千葉県		出荷制限		
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除 旭市、香取市、多古町		
	シュンゴク、チンゲンサイ、サヤエンドウ	H23.4.4～4.22解除 旭市		
	パセリ	H23.4.4～4.22解除 旭市		
	セロリ	H23.4.4～4.22解除 旭市		
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除 市原市、木更津市 H24.4.11～H27.1.22解除 船橋市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除 芝山町		
		原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～ 養老子町 H23.10.11～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の実定めた管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～ 葛飾市 H23.12.22～H24.10.14一部解除 佐倉市 H24.2.23～ 印西市 H24.4.10～ 白井市 H24.4.18～ 千原町、八千代町	
			原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.18～H24.8.15一部解除 小浜町(ただし、県の実定めた管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H24.10.14一部解除 富津市(ただし、県の実定めた管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18～H24.8.15一部解除 山武市(ただし、県の実定めた管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H24.11.20一部解除 富津市(ただし、県の実定めた管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の実定めた管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
				ギンナ
	水産物	コイ	H23.7.8～ 手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
	ウナギ	H23.11.12～ 千葉県内の利根川のうら橋大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛緑水橋及び印旛水門の上流、両側用水第一黒水橋の下流、八幡川、与田浦及び与田浦川を除く。)		
	肉	イノシシの肉	H24.11.5～H23.1.18一部解除 宇都川(県の実定めた出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
		茶	H23.6.2～9.7解除 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除 八街市 H23.6.2～H24.5.26解除 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除 成田市	
	神奈川県		出荷制限	
	その他	茶	H23.6.2～8.29解除 南足柄市 H23.6.23～9.12解除 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除 愛川町、清川村 H23.8.23～10.26解除 相模原市 H23.8.27～10.26解除 中井町 H23.6.2～11.1解除 小田原市 H23.6.2～11.10解除 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除 湯河原町	
新潟県				
肉		クマの肉	H24.11.5～ 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)	
山梨県		出荷制限		
農産物		キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～ 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限		
農産物		キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～ 龍井沢町、野代田町 H24.10.17～ 小瀬町、東松村 H24.10.11～ 佐久市 H24.10.11～ 小諸市 H24.10.21～ 佐久穂町	
	H24.8.21～ 長野市、龍井沢町 H24.8.28～ 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～ 木島平村			
	コシアブラ	H24.8.21～ 長野市、龍井沢町 H24.8.28～ 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～ 木島平村		
		H24.8.21～ 長野市、龍井沢町 H24.8.28～ 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～ 木島平村		
静岡県		出荷制限		
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～ 御殿場市、小山町 H25.10.3～ 富士宮市、富士市 H26.10.7～ 裾野市		

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料 3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成27年7月8日現在

福島県		摂取制限		
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外		
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村		
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
		H23.3.21～H27.2.18解除：楡葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
		野菜	結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村				
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村				
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村				
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)				
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)				
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)				
H23.3.21～H27.2.18解除：楡葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)				
野菜	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)			H23.3.23～ 下記の地域以外
				H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除：いわき市		
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町		
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村		
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
		H23.3.21～H27.2.18解除：楡葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
		原産シイタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)			
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町			
	H23.9.20～： 南相馬市			
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域		
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)		
肉	イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大館町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村		
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村		

※ [] の箇所は摂取制限の対象